

相談センターニュース



イメージキャラクター
たけのこ君

いよいよ秋も本格的となり、運動・読書・食のベストシーズンを迎えています
が、皆様、いかがおすごでしょうか？

また、この時期は例年、一般市民向けのイベントが多く開催されます。こうし
た機会をうまく利用して、長年の悩みをスカッと解決しちゃいましょう！

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ~ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 私は父の後見人をしています。昨日、家庭裁判所から連絡があり、「お父さんの預金が2000万円ほどあるので、家庭裁判所としては弁護士さんか司法書士さんを後見人に追加で選任して、後見制度支援信託を検討してもらいたいと考えています。もし、あなたがこれを了解しない場合は、監督人を選任することもあります。」と言われました。家庭裁判所の指示に従った方がよいでしょうか。

A 従った方がよさそうです。

<解説>

後見制度支援信託とは、後見制度を利用している本人に預金などの一定の流動財産がある場合で、親族が後見人となるケースにおいて、収支を計算し、一定の預金を手元に残し、その余を信託銀行に預ける（信託する）制度です。もともとは、新しく後見制度を利用する方に適用される制度でしたが、既に後見制度を利用している方にも適用されるようになりました。現在、家庭裁判所は、預金などの流動財産が1200万円以上あるケースについて、後見制度支援信託を勧めてきます。

あなたが、家庭裁判所の勧めを受け入れない場合、あなたを監督する後見監督人が選任される可能性があります。後見監督人には弁護士や司法書士が選任されますから、その後見監督人の報酬を、お父さんの財産から継続的に出さなければならなくなります。

他方、あなたが家庭裁判所の勧めに応じた場合も、一時的に弁護士や司法書士が後見人に追加で選任され、後見人報酬がかかることとなります。しかし、これらの専門職の後見人は、信託が完了すれば辞任することを予定しており、報酬の負担も一時的です。また、あなたにとっても、財産管理や家庭裁判所への報告の負担が軽くなるというメリットもあります。

それらを考えれば、家庭裁判所の指示に従った方がよさそうですね。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら



2 イベント・告知のひろば

司法書士・税理士による 「相続・何でも無料相談会」

今年も、相続の専門家である税理士と司法書士がタッグを組んで「相続・何でも無料相談会」を開催します。

相続については、近年、法律面でも税務面でもルールの改正が相次いでおり、これらの情報を得る絶好のチャンスです。相続税や遺言に関するミニ講座も開催されますので、ふるってのご参加をお待ち申し上げます。

日時 平成28年11月19日(土) 13:30~16:00

(受付:13:00~) ※ミニ講座も同時開催

会場 静岡県司法書士会館

浜松労政会館

プラザヴェルデ(ふじのくに千本松フォーラム)

費用 相談・ミニ講座ともに無料

主催 東海税理士会静岡県支部連合会/静岡県司法書士会

ご相談のお申し込みは、
静岡県司法書士会事務局(電話:054-289-3700)まで!

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました!
「はい、静岡県司法書士会です!~ 相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社/本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店
またはこちら↓で!!

はい、静岡県司法書士会です!

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日~金曜日 14時~17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は 成年後見制度に関する専門の相談員 が担当しておりますので、ご活用ください!

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日~金曜日 14時~17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時~17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時~17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時~16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時~16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時~16時

※ 各会場とも 予約制 となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です!



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 ...

法律問題でお困りの方、ご活用ください!!